



保 発 0 8 2 2 第 1 1 号  
平 成 2 4 年 8 月 2 2 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の公布について

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）」が本日公布されました。

この法律による改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分に留意の上、被保険者等への周知など遺漏なきようお願い申し上げます。

## 記

### 第一 制定の趣旨

公的年金制度の最低保障機能の強化のため、受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険・健康保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険・健康保険の適用拡大等の所要の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を2分の1とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の所要の措置を講ずるものである。

### 第二 法律の内容

#### 1 国民年金法（昭和34年法律第141号）の一部改正

##### （1） 受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮するものとする。

（国民年金法第26条関係）

##### （2） 遺族基礎年金の支給対象の拡大

遺族基礎年金について、被保険者又は被保険者であった者の子のある配偶者又は子に支給するものとする。（国民年金法第37条関係）

##### （3） その他所要の改正

#### 2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の一部改正

##### （1） 短時間労働者への適用拡大

1 週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満であるもの又は 1 月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 月間の所定労働日数の 4 分の 3 未満であるもののうち、次の①から④までの要件に該当するものは、厚生年金保険の被保険者であるものとする。こと。（厚生年金保険法第 12 条関係）

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。
- ② 当該事業所に継続して 1 年以上使用されることが見込まれること。
- ③ 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が 8 万 8 千円以上であること。
- ④ 学生等でないこと。

(2) 受給資格期間の短縮

1 の (1) に準じた改正を行うこと。（厚生年金保険法第 42 条関係）

(3) 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除するものとする。こと。（厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 関係）

(4) その他所要の改正

3 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の一部改正

(1) 短時間労働者への適用拡大

2 の (1) に準じた改正を行うこと。（健康保険法第 3 条関係）

(2) 兄弟の被扶養認定における同居要件の撤廃

被保険者の兄弟を被扶養者と認定する要件について、被保険者との同居要件を撤廃し、生計維持要件のみとすること。（健康保険法第 3 条関係）

(3) 産前産後休業期間中の保険料免除

2 の (3) に準じた改正を行うこと。（健康保険法第 159 条関係）

(4) その他所要の改正

4 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の一部改正

(1) 兄弟の被扶養認定における同居要件の撤廃

被保険者の兄弟を被扶養者と認定する要件について、被保険者との同居要件を撤廃し、生計維持要件のみとすること。（船員保険法第 2 条関係）

(2) 産前産後休業期間中の保険料免除

2 の (3) に準じた改正を行うこと。（船員保険法第 118 条関係）

(3) その他所要の改正

5 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）の一部改正

基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 を維持するための所要の安定した財源の確保が図られる年度を平成 26 年度とすること。（国民年金法等の一部を改正する

## 法律附則第 13 条第 7 項関係)

### 6 関係法律の一部改正

- (1) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）について、2 の（1）に準じた改正を行うこと。
- (2) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び私立学校教職員共済法について、2 の（2）及び（4）に準じた改正を行うこと。
- (3) 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、及び私立学校教職員共済法について、2 の（3）に準じた改正を行うこと。
- (4) 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 130 号）、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 131 号）について、5 に準じた改正を行うこと。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）について、短時間労働者など賃金が低い加入者が多いことからその保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期高齢者支援金の負担に関して被用者保険間で広く分かち合う特例措置を導入し、短時間労働者への健康保険の適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和するものとする事。
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）について、介護納付金に関し、（5）に準じた改正を行うこと。

## 第三 施行期日等

### 1 施行期日

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする事。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする事。

- (1) 第二の 1 の（2）、5 及び 6 の（4） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日
- (2) 第二の 1 の（3）、2 の（3）及び（4）、3 の（3）及び（4）、4 の（2）及び（3）並びに 6 の（2）（2 の（4）に準じた改正に係る部分に限る。）及び（3） 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日
- (3) 第二の 2 の（1）、3 の（1）、（2）及び（4）、4 の（2）並びに 6 の（1）、（5）及び（6） 平成 28 年 10 月 1 日

## 2 検討等

- (1) 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- (3) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から6月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。
- (4) 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。
- (5) 国民年金の第1号被保険者に対する出産前6週間及び出産後8週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

## 3 経過措置

- (1) 当分の間、通常の労働者及びこれに準ずる者を常時500人を超えて使用する事業主以外の事業主に使用される70歳未満の者であつて、1週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の4分の3未満であるもの又は1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満であるものについては、厚生年金保険・健康保険の被保険者とししないものとする。  
(附則第17条及び第46条関係)
- (2) その他所要の経過措置を設けること。

## 4 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の改正を行うこと。